**宗敎法人「日本基督敎團　　　　敎會」規則**

**第 一 章　総　　則**

（名稱）

第 一 條　この敎会は、宗敎法人法による宗敎法人であって、｢日本基督敎団　　　敎会｣という。

（事務所の所在地）

第 二 條　この宗敎法人（以下｢法人｣という。）は、事務所を

に置く。

（包括團体）

第 三 條　この法人の包括団体は、宗敎法人「日本基督敎団」とする。

（目的）

第 四 條　この法人は、日本基督敎団の敎憲、敎規及び同敎団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ傳え、人々をして救いの恩寵に與らせ、礼拜、儀式及び行事を行い、信徒を敎化育成すると共に、そのために必要なる業務　　　　　　を行うことを目的とする。

（公告の方法）

第 五 條　この法人の公告は、　　　　　　　　　　　　　　　　 して行う。

**第 二 章　役員その他の機関**

**第 一 節　代表役員及び責任役員**

（員数）

第 六 條　この法人には　　人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

（資格）

第 七 條　代表役員には「主任担任敎師」を充て、その他の責任役員には　　　　　　を充てる。

（選任）

第 八 條　主任担任敎師は、日本基督敎団の敎規の定めるところに従って、日本基督敎団の敎師のうちから選定して申請したものにつき、敎区総会議長の承認を経、敎団総会議長の同意を得て定める。

２　　　　　　は、現住陪餐会員である信徒のうちから敎会総会の議を経て選任する。

（任期）

第 九 條　代表役員以外の責任役員の任期は　　年とする。但し再任を妨げない。

２　代表役員以外の補欠責任役員の任期は前任者の残任期間とする。

３　責任役員は辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでなおその職務を行うものとする。

（責任役員の職務權限）

第 十 條　代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

２　代表役員は責任役員会を招集してその議長となる。

第十一條　代表役員以外の責任役員は、代表役員を扶けるものとする。

第十二條　この法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等とする。

(責任役員會の開期)

第十三條　責任役員会は定期会及び臨時会とする。

２　定期会は毎年二回　　月及び　　月に、臨時会は代表役員において必要と認めたとき、又はその他の責任役員三分の一以上から附議すべき事項を示して要求があったときに開く。

**第 二 節　代 務 者**

（置くべき場合）

第十四條　左の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

一　代表役員又はその他の責任役員が死亡、辞任、任期満了その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことができないとき

二　代表役員又はその他の責任役員が病気、旅行その他の事由によって三月以上その職務を行うことができないとき

（資格及び選任）

第十五條　代表役員の代務者は、前條第一号又は第二号に該当するときは、日本基督敎団の敎規の定めるところに従って、日本基督敎団の敎師のうちから選定して申請したものにつき、敎区総会議長の承認を経、敎団総会議長の同意を得て定める。

２　代表役員以外の責任役員の代務者は、現住陪餐会員である信徒のうちから責任役員会において選任する。

（職務權限）

第十六條　代務者は代表役員又はその他の責人役員に代って、その職務を行う。

（退職）

第十七條　代務者は、その置くべき事由がやんだときは当然その職を退くものとする。

**第 三 節　仮代表役員及び仮責任役員**

第十八條　代表役員は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては代表役員以外の責任役員は互選によって仮代表役員を選定しなければならない。

２　責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については議決権を有しない。この場合において、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に達しなくなったときは、現住陪餐会員である信徒のうちから敎会総会において、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定しなければならない。

**第　三　章　敎会総会**

第十九條　敎会総会は担任敎師及び現住陪餐会員である信徒を以て組織する。

２　敎会総会は定期総会及び臨時総会とする。

３　定期総会は毎年一回　　月中に開く。

４　臨時総会は左の各号の一に該当する場合に開く。

一　主任担任敎師において臨時緊急の必要があると認めたとき。

二　　　　　の定数の三分の二以上の要求があったとき

（議長及び書記）

第二十條　敎会総会に議長及び書記各一名を置く。

議長には主任担任敎師又はその代務者を充てる。但し主任担任敎師又はその代務者が共に事故あるときは　　　　の中から選挙し、書記は　　のうちから選挙する。

（議長の職務）

第二十一條　議長は議場の秩序を維持し、議事を整理し、敎会総会を代表する。

（處理事項）

第二十二條　敎会総会において処理しなければならない事項は左の通りである。

一　敎会財産の管理その他の財務に関する事　　　項

二　前年度の業務及び事務報告並に当該年度の事業計画

三　歳入歳出予算及び決算に関する事項

四　敎会規則変更に関する事項

五　公益事業及びその他の事業に関する事項

六　敎会の合併、解散に関する事項

七　清算人に関する事項

八　主任担任敎師、その代務者その他敎師に関する事項

九　その他敎会における重要な事項

第二十三條　敎会総会は、議員総数の五分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

２　会議の議事は別段の定めあるときの外、出席者の過半数を以て決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

**第　四　章　財　　務**

（資産の區分）

第二十四條　この法人の資産は基本財産及び普通財産とする。

２　基本財産は左の財産について設定する。

一　土地、建物その他の不動産

二　公債、社債その他の有価証券

三　長期保存の目的で積立てた財産

四　基本財産として指定された寄附金

五　敎会総会の議を経て基本財産に編入した金品

３　普通財産は基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実、信徒の献金及びその他の収入とする。

（基本財産の設定及び變更）

第二十五條　基本財産の設定又は第二十七條の規定以外の変更をしようとするときは、敎会総会において出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

（基本財産の管理）

第二十六條　基本財産たる現金は、不動産若しくは確実な有価証券に替え、確実な銀行に預け、その他適当に管理しなければならない。

（財産の處分等）

第二十七條　左に掲げる行為をしようとするときは、責任役員の定数の三分の二以上の同意と、敎会総会において議員定数の三分の一以上が出席し、出席者三分の二以上の同意を得、敎区総会議長の承認を経て、敎団総会議長の同意を受けた後、その行為の少くとも一月前に信徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示して、その旨を公告しなければならない。但し第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、もしくは軽微のものであり、又は第五号に掲げる行為が一時の期間にかかわるものである場合は、この限りではない。

一　不動産又は財産目録に掲げる基本財産を処分し、又は担保に供すること

二　借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く）、又は保証をすること

三　主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替えをすること

四　境内地の著しい模様替えをすること

五　主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを敎会の主たる目的以外の目的のために供すること

（財産目録の作成）

第二十八條　財産目録は毎会計年度終了後三月以内に前年度末現在によって作成しなければならない。

（經費の支辨）

第二十九條　この法人の経費は普通財産を持って支弁する。

（豫算の編成）

第三十條　予算は毎会計年度開始までに編成しなければならない。

（豫算の區分）

第三十一條　予算は経常及び臨時の二部に分け、各々これを款項(目)に区分して歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

（豫備費の設定）

第三十二條　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

（豫算の追加及び更正）

第三十三條　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは既定予算の追加又は更正することができる。

（特別會計の設定）

第三十四條　特別の必要があるときは特別会計を設けることができる。

（決算の作成）

第三十五條　決算は毎会計年度終了後二月以内に作成し、敎会総会の承認を得なければならない。

（歳計剰餘金及び豫算外収入の處置）

第三十六條　歳計に剰余を生じたとき、又は予算外に収入があったときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ、又は敎会総会の議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入することができる。

（會計年度）

第三十七條　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終わるものとする。

**第　五　章　補　　則**

（規則の變更、合併及び解散）

第三十八條　この規則を変更しようとするときは敎会総会において出席者の三分の二以上の同意を得、敎区総会議長の承認を経て、敎団総会議長の同意を受けた後、知事の認証を受けなければならない。

この法人が合併又は解散しようとするときもまた同様とする。

（残餘財産の歸屬）

第三十九條　この法人が解散したときは、その残余財産は、敎会総会において出席者の三分の二以上の同意を得、敎区総会議長の承認を経て、敎団総会議長の同意を受け、日本基督敎団、その包括する敎会又は公益事業団体にこれを寄附するものとする。

（包括団体の規則の効力)

第四十條　日本基督敎団の規則中、この法人に関係がある事項に関する規定はこの法人についても、その効力を有する。

**附　　則**

１　この規則はこの法人の設立登記をした日から施行する。

２　この規則施行の際、現に存する旧宗敎法人の主管者及び信徒総代は、それぞれこの規則による主任担任敎師及び　　　　とみなす。但しその任期については従前就任の日から起算する。